

## 積算内訳書における直接工事費が一定水準を下回った主な理由

		年 月 日
商号、名称又は 共同企業体名		

受注者の積算内訳書における直接工事費が京都市上下水道局の設計内訳書(営繕工事では工事内訳書)における直接工事費に一定の割合(注)を乗じて得た額を下回った主な理由は、次のとおりです。

注 営繕工事以外：0.97、営繕工事：0.9×0.97

工事名	
理由	

(参考)

合理的と 考えられ る理由の 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率を想定したため。</li> <li>発注者が想定している工法とは異なる工法(又は新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、高い施工効率を想定したため。</li> <li>過去に施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出したため。</li> <li>下請予定業者の見積書が一部材工一式となっており、下請予定業者に係る労務費が分離計上できなかったため。</li> </ul>
合理的で ないと考 えられる 理由の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請予定業者の見積書の内訳を確認せず、そのまま転記したため。</li> <li>最新の公共工事設計労務単価を用いずに労務費を算出したため。</li> <li>下請予定業者の見積書の労務費等を減額するよう求めているため。</li> <li>本来必要となる工事費に想定落札率を乗じて算出したため。</li> <li>根拠なく概算で算出したため。</li> </ul>

※ 理由が合理的でないと判断した場合や、本書を提出しない場合は、受注者に対し、合理的理由なく労務費等を削減しないよう要請するとともに、国土交通省(建設Gメン)に情報提供します。

(令和8年4月)